

## 今後の開発指導について

武庫川流域において、県の許可権があるのは、篠山市のみであり、その他の市は、許可権は当該市にある。

開発許可における排水施設についての技術基準は、都市計画法第33条第1項第3号により規定されている。

「排水施設が、開発区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。」

また、都市計画法施行令第26条第2号により、「開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。」とある。

排水にあたっては、排水施設の管理者との協議の中で放流について行い、排水能力が弱い場合は調整池等を設置することとなる。現在、開発区域が1ha以上となる場合、「調整池指導要領及び技術基準」の対象となり河川部局との協議をしており、協議を持って開発許可基準の審査としているため、この基準を強化すれば、実質的には開発許可の基準を強化することとなる。

しかし、都市計画法の開発許可の基準そのものを強化することは、法第33条第3項により技術基準の強化ができることとなっているが、都市計画法施行令第29条の2により技術基準の制限の強化にあげられているものに排水基準の強化がない。このため、開発許可基準の強化はできない。

また、災害の発生を防ぐ目的として、開発により規制することは、法第33条第1項第8号による開発不適地によるしかない。災害の発生のある地域において、災害危険区域等により建築等ができない区域として指定されるならば、開発許可できないこととなる。

## 景観法適用への取り組み

景観法は、景観形成に非協力的な行為に対しては、厳格な規制力をもって景観形成を進める仕組みである一方、本県制度は、一定程度の緩やかなルールにより、県民の理解と協力を得ながら進められてきたという特徴を有している。

したがって、景観重要建造物等、景観法で取組む制度についても、有効に活用できるものは、本県の実情に応じて強制力を排除して誘導とした上で、条例において取組むべきであり、平成16年10月に「景観の形成等に関する条例」を改正し、施行しているところである。

なお、今後、本県における景観形成が条例の緩やかな誘導のもとで機能しているという実績を踏まえ、景観法の強い規制力が本県の景観行政の実態に即しているか、改正条例の効果はどうかを十分に把握した上で、景観法の活用についても検討することとしている。

さらに、各市町独自の取り組みについては、当該市町と十分な協議の上、当該市町の姿勢を尊重することとしている。

景審第 6 号  
平成16年8月17日

兵庫県知事 井戸敏三 様

景観形成審議会  
会長 鳴海邦碩

美しい兵庫の景観形成制度のあり方について（答申）

平成16年2月25日付け、諮問第146号で諮問のあった標記の件については、審議の結果、別紙のとおり答申します。

## はじめに

兵庫県は、全国に先駆け、昭和 60 年から「都市景観の形成等に関する条例」を施行し、景観形成地区の指定、大規模建築物等の誘導等を通じて、優れた景観の創造又は保全を進めるなど、景観行政における先導的役割を担ってきた。

また、平成 5 年には、「景観の形成等に関する条例」(以下「条例」という。)に改称し、広域的な優れた景観の創造又は保全のための風景形成地域の指定及び景観形成に資する住民協定に関する制度を創設する等、社会経済情勢の変化に伴って、的確に対応してきたところである。

しかし、近年の成熟社会の到来により、新たに様々な課題も生じてきているので、当審議会においては、このような課題に的確に対応するとともに、県民ニーズを踏まえたものとするべく、景観形成制度のあり方について議論を重ねてきた。

### 1 現状と課題について

#### (1) 条例の施行状況と景観行政の現状について

##### ア 条例の施行状況について

本県がこれまで指定したのは、景観形成地区 14 地区(うち 2 地区は市へ移行済み)、風景形成地域 4 地域であり、景観形成等住民協定の締結については 2 地区となっている。

そこでは、戦略的なモデル地区として住民が主体となって景観形成に取り組んでおり、美しい景観づくりの考え方や方法を県下全域に拡大することについて一定の役割を果たしてきている。

また、建築物等の届出制度については定着しており、届出に際して市町や県が大規模建築物等指導基準や景観形成基準に基づいて指導、助言することによって、地域にふさわしい景観が形成されるとともに、住民の取組みがなされる等一定の成果をあげている。

##### イ 景観行政の現状について

本県は、「美しい県土づくり」を実現するため、条例による景観形成に加えて、緑の保全や屋外広告物等の規制に関する制度との連携を図りつつ、景観形成の総合的推進に取り組んでいるところである。

特に、景観形成地区の指定に先立っては、景観アドバイザーを現地に派遣することにより円滑な地区指定を図るとともに、地区指定後は、建築物等の修景行為に対する景観形成支援事業を行うなど、建築物等に関する景観の形成について一定の成果をあげている。

#### (2) 問題への対応と新たな課題について

##### ア 景観構成要素の捉え方について

建築物等は景観に与える影響が大きいため、地域の景観と調和し、景観の向上に資するものとなるよう大規模建築物等については県下全域において、建築物等については景観形成地区において、それぞれ誘導を行ってきたところである。

しかし、景観は、建築物等だけでなく、緑、工作物など極めて多くの要素から構成されており、また、各地域固有の自然、歴史、文化、生活、経済活動等によって形成されてきたため、景観を阻害する要素も各地域によって様々である。

このため、景観形成においては、建築物等に限定せず、地域の自然、歴史、文化、生活、経済活動等からの景観の特性を踏まえ、主要な景観構成要素について誘導を図る必要がある。

## イ 景観形成地区のあり方等について

これまで指定されている出石町城下町地区、篠山市城下町地区、社町メモリアルガーデン地区など 14 の景観形成地区（うち 2 地区は市へ移行）は、歴史的まちなみ保全地区や新都市開発地が主となっている。

一方、駅前などの中心市街地については、地域の顔としてその特徴をよく表しているにもかかわらず、景観形成地区に指定されると屋外広告物の規制が厳しくなるといった懸念から、コンセンサスが得られず、地区指定がなされないまま、十分な景観形成が図られていないという事態が生じている。

このため、景観保全の観点から進められてきた景観形成地区については、歴史的まちなみを保全する地区、新都市の開発地を対象とする地区のほかに、景観の創造を図るべき駅前などの中心市街地や主要幹線道路沿いなどを対象とした新たな地区制度の創設が求められている。

また、文化財には該当しないが地域の景観形成にとって重要な建築物等や樹木についても、適切な保存、維持管理対策をする必要がある。

## ウ 住民主体の景観形成の推進について

成熟社会の到来により、県民の意識・価値観は、「量」から「質」へ転換し、真の豊かさが求められるようになってきている反面、近年の核家族化、少子化、個人主義といった社会情勢の変化は、コミュニティの景観形成能力を低下させてきた。

このため、住民やコミュニティから自然に景観形成を図る機運が湧き出るよう、従来の画一的な手法から分散的で柔軟に対応するよう転換を図るとともに、より一層県民生活を重視し、県民の多様なニーズに的確に対応すべく、県民の参画と協働を図る多様な機会を確保し、県民とのパートナーシップに基づく景観行政を推進していく必要がある。

一方、景観形成地区等の指定に当たっては、従来から地区住民等の合意形成に努めるとともに、案の縦覧制度も活用してきたところである。駅前などの中心市街地では、景観を

阻害する屋外広告物等が反復して大量に発生したり、景観が短期的に変わるといったことがあるため、住民による景観形成活動と一体となった景観行政をより一層推進するため、従来の縦覧制度等に加えて、景観形成基準に対する住民からの提案を尊重する新たな住民参画の制度が必要である。

また、住民が定めた建築物等に関する景観形成のルールを知事が認定する景観形成等住民協定については、対象を花づくり、緑化、清掃、屋外広告物等に広げるとともに、住民の景観形成活動を支援する制度を創設する必要がある。

さらに、現行制度では、建築主等からの届出を端緒として指導、助言することとなっているが、当該制度を補完するため、住民による巡回、報告を可能とする制度を創設する必要がある。

## エ 星空景観の形成について

近年、商業施設を始めとする深夜営業など夜間における照明等が増加する中で、豊かな自然の象徴とも言える美しい星空景観が失われるといった問題が生じている地域もある。

そのような地域については、美しい星空景観の形成を推進するための新たな制度の創設が求められている。

## オ 公共施設等における景観形成の推進について

公共施設等は、その様態が多様多様であり、また、大規模なものが多く、周辺景観に与える影響は極めて大きい。

自然の保護及び景観の形成を図るため、公共事業等において既に一部取り組みが行われているが、近年の景観形成に対する県民等の意識・価値観の高まりによって、良好な景観形成、緑豊かな環境の創造等がより一層求められる。

また、道路、河川等については、地域景観の骨格を形成するシンボリック的存在でもあり、公共建築物等については、交流や地域のコミュニティの拠点ともなるので、これらは地域固有の歴史や風土を踏まえた地域住民の郷土意識が喚起されるようなデザインとするなど、地域における景観からのまちづくりの核となることが期待される。

このようなことから、今後の公共施設等の整備や管理等においては、県、市町等が率先して、より快適な環境づくりをはじめ自然、歴史、文化、生活、経済活動等地域の特性、地域景観との調和に配慮して、県土の優れた景観を守り、育て、創り上げていく観点が重要である。

## 2 新たな展開に向けての提言について

### (1) 届出対象行為の拡大について

届出の対象行為については、これまで建築物等の建築等となっているが、各地域においてふさわしい主要な景観構成要素となる建築物等の外観の変更、景観上重要な樹木の剪定・管理、伐採、屋外における建設資材等の集積又は貯蔵、屋外広告物等の掲出、屋外自動販売装置の設置等を加え、適切に誘導を図る必要がある。

なお、建築物、工作物又は樹木等に係る規制誘導手法としては、許可等による都市計画制度等の規制もあるが、本制度では、これまでの実績を踏まえ緩やかな指導、助言による誘導を基本とした適切な制度運用を図っていく必要があるため、条例の対象とする必要がある。

## (2) 対象行為の規制等について

本県における景観行政は、指導、助言という誘導手法により、県民の理解と協力を得て進められてきており、一定の成果をあげている。さらに、届出対象行為の拡大により、制度の実効性を高める必要性の観点から、届出 процедуруを担保するための仕組みについても検討する必要がある。

特に、社会生活上の必要性等にも十分配慮するのはもちろんであるが、景観形成において被害が広域的に及ぶなど重大な支障となる行為については、必要に応じて、禁止、許可、届出等といった規制及びそれを担保する仕組みの整備について検討する必要がある。

## (3) 景観形成地区制度の拡充について

地域の顔としてその特徴を表す区域として景観形成地区指定の要件を備えているにもかかわらず、結果的に地区指定に至っていない駅前や官公庁周辺の中心市街地及び主要幹線道路沿いの景観形成を図るため、景観形成地区については、歴史的まちなみを保全する地区、新都市の開発地を対象とする地区に加えて、駅前などの中心市街地や主要幹線道路沿いなどを対象とした新たな地区指定要件を設けて類型化するとともに、類型ごとの景観特性に応じて、適切な届出対象行為を設定し、地区指定を進める必要がある。特に、中心市街地や主要幹線道路沿いを対象とした地区については、屋外広告物等による景観への影響が大きいため、その適切な誘導を図る必要がある。

## (4) 住民主体の景観形成の推進について

住民主体の景観形成を推進するためには、景観形成地区の指定制度に加えて、地元住民による組織づくり等の取組みが重要である。

このため、土地所有者、まちづくり団体、商工会、NPO 法人等が主体となって、関係事業団体等と協働した地元組織を結成し、地元主導による良好な景観形成を促進することが望まれる。これに対しては、県が景観アドバイザーを派遣して、支援することが効果的であると考えられる。

また、景観形成地区等以外においても、住民による景観形成への参画と協働を推進するた

め、地域住民が主体となつて行う花壇や緑、屋外広告物の管理など景観形成に資する活動を支援したり、地域の景観にとって重要な建造物や樹木の維持、保全活動を支援する制度の創設が求められる。

また、規模の大きな工場等については、地域の景観に与える影響が大きいことから、良好な地域の景観形成を図るためにも、事業者に対して協力を要請することが必要である。

さらに、地域住民が一定のルールづくりを行い、そのルールに則つて自主的に管理運営活動するといった一定の役割を委ね、住民主体の景観形成を推進していかなければならない。

なお、景観形成地区等の指定に向けた住民の意識啓発や機運を高めること、また指定後の住民等への普及啓発や活動支援等についても、一層の推進が求められる。

### (5) 星空景観形成地域（仮称）の創設について

これまで、本県では、景観形成のために、主に建築物等と景観との調和を図るということを中心として取り組んできたが、社会経済情勢の変化に伴つて夜間における諸活動の活発化等による光害が発生し、そのことが地域によっては問題化している。つまり、これまで誰もが見ることができた美しい星空を保全・形成するとともに、地域の自然環境保全等に的確に対応するため「星空の景観形成」という新たな概念を設けて取り組む必要がある。

特に、豊かな自然環境を有する地域や天文台が存するなど、星空景観を地域の財産として認識し、地元市町と地域住民等が一体となつてその形成に取り組んでいる地域においては、光が上空に向かうことにより、星空景観を著しく阻害することから、一定の照明設備等について規制誘導を図る新たな仕組みを創設する必要がある。この場合、当該地域住民の理解と協力を前提として星空景観の形成のための施策を展開するとともに、規制すべき照明設備等適切な措置を明確にして進められなければならない。

### (6) 公共施設等の整備及び管理における景観形成について

公共施設等は、地域のシンボリック存在であり、地域景観に与える影響も大きいことから、県土の優れた景観を守り、育て、創りあげていくためには、県、市町等が率先して配慮すべき目標となる公共施設等景観形成指針等を策定することが求められる。なお、策定に当たっては、関係者との十分な合意形成のもとに進め、実効性のあるものとされなければならない。

## 3 景観法との関係について

景観法は、景観に関する意識の高まりや景観に関する訴訟の出現などを背景に平成16年6月に制定されたところである。

法の仕組みとしては、先行して景観行政に取り組んできた地方公共団体の条例等の事例を踏まえて、その範囲で組み立てられているとともに、一部の地方公共団体の自治条例による



景観誘導の限界への課題にも対応すべく、景観形成に非協力的な行為に対しては、変更や是正等の命令措置を備えた厳格な規制力をもって景観形成を進める仕組みとなっている。

一方、本県制度は、一定程度の緩やかなルールにより、県民等の地域ごとの判断・視点や創造的な取組みを包含するといった誘導体系の中で、県民の理解と協力を得ながら進められてきたという特徴を有している。

全国的に標準的な仕組みを定めた景観法と本県の条例とは似通ってはいるが、その背景となる思想は、景観法が厳格な規制であるのに対し、条例が誘導であるという相違があるものの、双方両立しうるものであり、これは国の解釈でもある。

したがって、景観重要建造物等、景観法で取組む制度についても、有効に活用できるものは、本県の実情に応じて強制力を排除して誘導とした上で、条例において取組むこととするべきである。

なお、景観法の活用にあたっては、本県における景観形成が条例の緩やかな誘導のもとで機能しているという実績を踏まえ、景観法の強い規制力が本県の景観行政の実態に即しているか、改正条例の効果はどうかを十分に把握した上で、検討することが望まれる。

#### 4 市町との関係について

本県景観形成制度における県と市町との関係については、条例制定時から市町の取組みを支援する姿勢で進められてきており、今回の制度の改善においても、引き続き市町の取組みを支援する姿勢を維持すべきである。

また、新たな制度の創設、実施にあたっては、県が初動的に取組み、その道筋を示すとともに、市町が同等の制度を設ける場合については、当該市町の制度を尊重する必要がある。

#### 5 おわりに

今後、以上の提言に沿って条例に関し、改正の具体的方向を見定める検討を速やかに行うとともに、景観施策の総合的な推進を積極的に図っていくことが必要であると考えます。

また、新たな制度の創設にあたっては、制度の実効性を高める上で、民間が行う自主的な景観形成活動に対する支援策が不可欠であり、このための十分な執行体制の整備及び財源措置を行う必要がある。

# あすの景観をつくる

—— 「景観の形成等に関する条例」のあらまし ——



兵庫県



# はじめに

兵庫県では、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築く、「美しい兵庫」づくりをめざして、県民の皆さんと協力していろいろな施策を展開しています。

なかでも、良好な景観づくりは重要な柱のひとつであり、昭和60年3月に条例を制定し積極的に取り組んでいます。

兵庫県は、北は日本海から南は瀬戸内海、太平洋までの広い地域を持ち、さまざまな自然と風土を背景に、個性豊かな地域環境や文化を育んできました。

私たちのまちは、今住んでいる人たちだけのものではなく、将来に引き継いでいかななくてはならない大切な財産です。現に存在している優れた景観を保全し、魅力ある景観を新しく創造していくことが、これからのまちづくりに求められています。

美しいまちなみ、調和のとれた景観は一朝一夕にできあがるものではなく、また単に行政だけで解決できるものでもありません。県民の皆さんと行政が互いに協力し合い、長期的に取り組むことで初めて効果があがるものです。

この冊子は、「景観の形成等に関する条例」のあらましを説明したものです。あすの景観づくりのため、ご理解を深めていただければ幸いです。

## 1 景観形成地区

次のいずれかに該当する優れた景観を創造または保全する必要がある区域を指定し、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定めます。地区内では、建築物等の新築・増改築、広告物等の表示、屋外自動販売機の設置などの行為について届出していたり、地区の景観の形成をはかります。

- ① 歴史的景観形成地区：伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域
- ② 住宅街等景観形成地区：良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域
- ③ まちなか景観形成地区：駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域
- ④ 沿道景観形成地区：国道、県道等の沿道の区域



## 2 風景形成地域

次のいずれかに該当する広がりのある優れた景観を創造または保全する必要がある地域を指定し、地域の目指すべき風景に応じた風景形成基準を定めます。地域内では、大規模建築物等の新築・増改築などの行為について届出していたり、地域の風景の形成をはかります。

- ① 良好な自然の風景を有する地域
- ② 良好な田園風景を有する地域
- ③ 歴史的または文化的な風景を有する地域



## 3 星空景観形成地域

優れた自然を有する地域や天文台が存する地域などで美しい星空を地域の財産として地元市町と地域住民が一体となってその保全に取り組んでいる地域で、美しい星空が見える環境を創造または保全する必要がある地域を指定し、照明器具の設置または使用に関する基準（星空景観形成照明基準）を定めます。地域内では、照明器具を設置し、使用する方に、星空景観形成照明基準を順守していただくとともに、多数の照明器具を使用する施設（特定施設）の新設、改修などの行為について届出していたり、美しい星空の景観の形成をはかります。





# 景観の形成等に関する条例・・・目的とあらまし

この条例は、兵庫県が持つ恵まれた自然や歴史と調和した美しいまちなみや風景を創造または保全し、魅力ある景観の形成をはかることをねらいとしています。

## 景観形成の目標

- 地区ごとの特性を生かした景観形成をはかる。
- 身のまわりの環境向上と結びついた景観形成をはかる。
- まちづくりや景観形成に関する県民意識の向上をはかる。

条例は、①景観形成地区 ②風景形成地域 ③星空景観形成地域 ④景観形成重要建造物等 ⑤大規模建築物等 ⑥参画と協働による景観の形成等 ⑦公共施設景観指針などについて、10章56条で構成されています。

## 4 景観形成重要建造物等

- 指定の対象  
地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物または樹木（樹木の集団）
- 指定の手続  
所有者の同意、市町長の意見等の手続を経て、知事が定めます。
- 維持管理義務  
景観形成重要建造物等の所有者は、その優れた景観が損なわれないよう適切な維持管理に努めなければなりません。
- 届出の対象行為
  - ① 景観形成重要建造物の改築、増築、修繕、模様替え、色彩または意匠の変更、除却
  - ② 景観形成重要樹木の移植、伐採



## 5 大規模建築物等

- 適用区域  
県内全域。ただし、景観形成地区（沿道景観形成地区を除く。）、風景形成地域、地区計画の区域等は除きます。
- 大規模建築物等景観基準の項目
  - ① 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料または色彩
  - ② その他知事が必要と認める事項
- 事前協議  
一定の規模以上の大規模建築物等については、届出の前に協議が必要です。
- 届出の対象行為
  - ① 大規模建築物等の新築、改築、増築または移転
  - ② 大規模建築物等の大規模な修繕または大規模な模様替え
  - ③ 大規模建築物等の外観の過半にわたる色彩または意匠の変更

## 6 住民の参画と協働による景観の形成等

- 景観形成等住民協定  
地域住民が、地域の景観形成に必要な項目について、県内全域で締結できます。一定の要件を備えている協定については、申請があれば、知事が認定し、技術的支援等を行います。
- 景観形成等協議会  
景観形成等住民協定を結んだ地域住民が協議会を結成し、区域内の景観の形成等に関する活動を進めます。適切かつ効果的に行われている活動については、技術的支援等を行うとともに、知事は、協定内容を景観形成基準に反映（協定区域が景観形成地区の場合）させるようにします。
- 景観形成等推進員  
県、市町等の景観施策への協力、県民などによる景観の形成等に関する活動支援を行う人を、景観に関する知識または技術を有する人の中から申請に応じ登録します。
- 事業者と知事との協定  
地域の景観に及ぼす影響が大きい事業活動を行う事業者と知事が、景観の形成等に関する協定を締結し、地域景観の保全をはかります。



## 7 公共施設景観指針

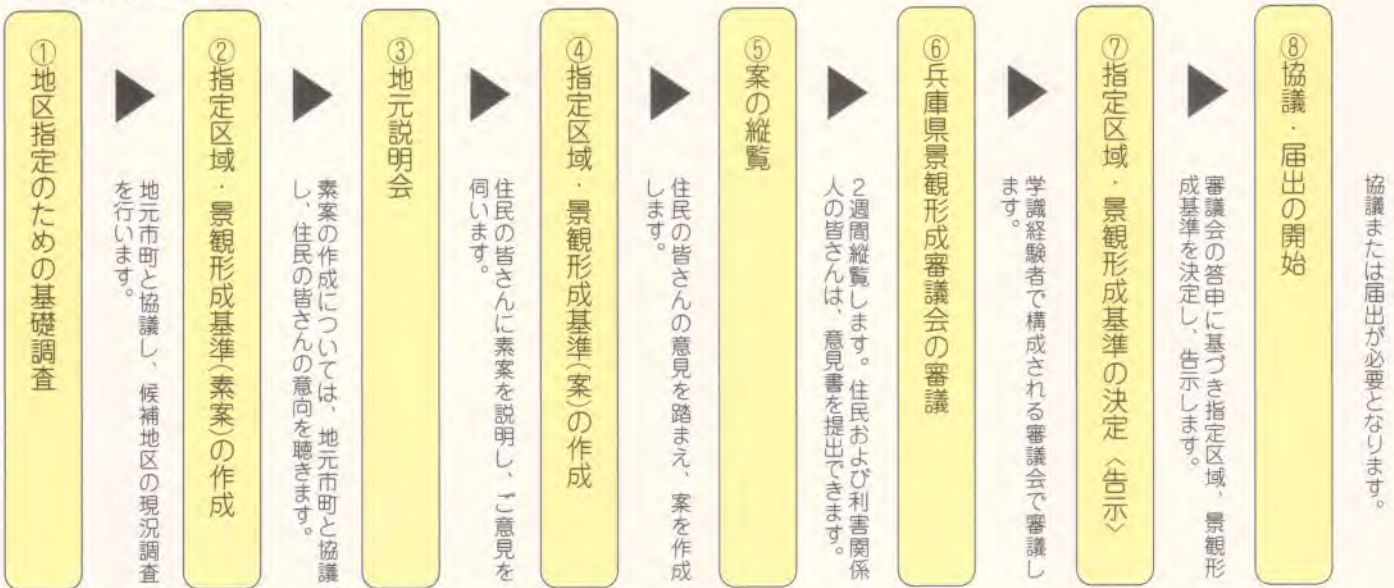
公共施設の整備および管理における景観の形成等に関する指針を策定し、地域景観の創出をはかります。



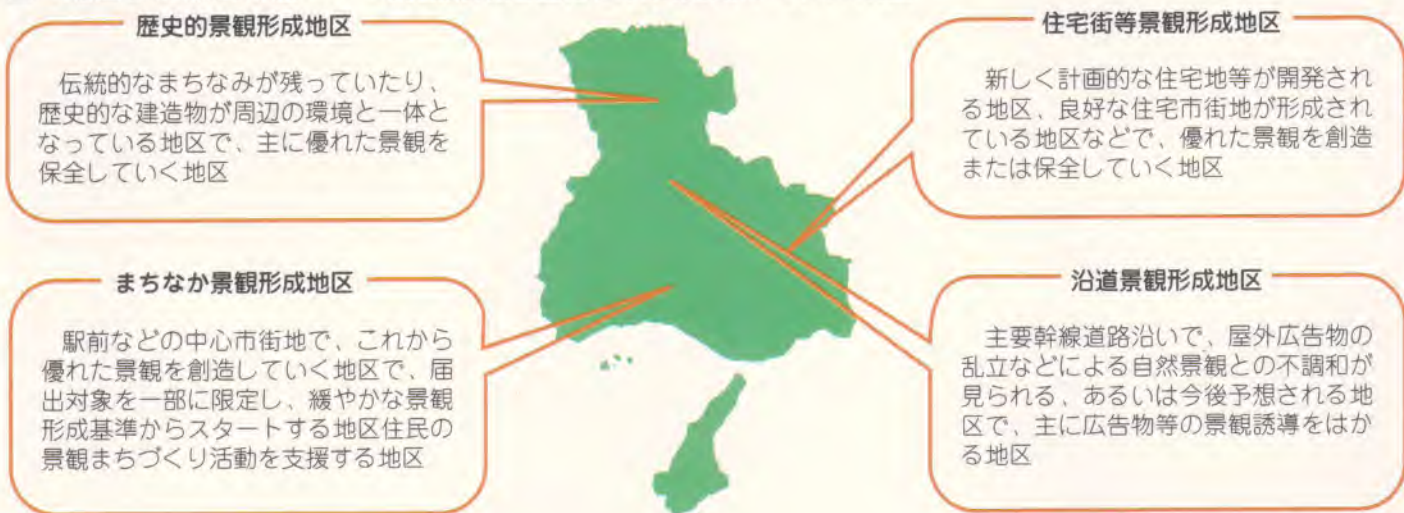
## 景観形成地区・・・地区指定方式による<地域の顔>づくり

景観形成地区は、そこに住み、働く人たちの生活や、歴史と伝統のなかで育まれた特性・個性に応じ、その魅力を生かして伸ばしていくために県が地区を指定するもので、皆さんと一緒に地域の顔づくりを進めていきます。

### ■ 地区指定の進め方



### ■ 地区の種類と特徴・・・景観形成地区は優れた景観のモデル地区



### ■ 地区の景観形成基準と届出の対象行為

種類	景観形成基準の項目	届出の対象行為
歴史的景観形成地区	①、③	a、b、c、e
住宅街等景観形成地区	①、③	a、b、c、e
まちなか景観形成地区	①	a、b、c(※1)
沿道景観形成地区	②、③	d、e(※2)

### ● 景観形成基準の項目

- ① 建築物・工作物の敷地内における位置、規模、意匠、材料または色彩
- ② 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示または設置の方法
- ③ 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法

### ● 届出の対象行為の項目

- a 建築物等の新築、改築、増築又は移転
- b 建築物等の大規模な修繕または大規模な模様替え
- c 建築物等の外観の過半にわたる色彩または意匠の変更
- d 広告物等の表示または設置
- e 屋外における自動販売機の設置

※1 まちなか景観形成地区内で届出対象とする建築物等は、建築物で高さが12m超または建築面積が800㎡超のもの、工作物で高さが12m超(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが8m超、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12m超)またはその敷地の用に供する土地の面積が800㎡超のものに限定しています。

※2 沿道景観形成地区内では、建築物等の新築等について届出対象としていませんが、大規模建築物等の新築等は届出が必要です。

### ■ 事前協議

一定規模以上の大規模建築物等については、届出の前に協議が必要です。



## 風景形成地域・・・地域指定方式による<地域の風景>づくり

風景形成地域は、地域の特性・個性となっている優れた自然景観や、歴史的、文化的に重要で広がりのある景観を保全し、のばしていくために県が地域を指定するもので、眺望景観などを主眼において、皆さんと一緒に地域の風景づくりを進めていきます。

■ 地域指定の進め方は、景観形成地区指定の進め方と同じです。

■ 風景形成基準の項目と届出の対象行為

風景形成基準の項目	届出の対象行為
① 風景の特性	① 大規模建築物等の新築、改築、増築または移転
② 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料または色彩	② 大規模建築物等の大規模な修繕または大規模な模様替え
③ その他風景の形成を図るために必要な事項	③ 大規模建築物等の外観の過半にわたる色彩または意匠の変更

■ 事前協議

一定規模以上の大規模建築物等については、届出の前に協議が必要です。

## 星空景観形成地域・・・地域指定方式による<豊かな自然と共にある地域>づくり

星空景観形成地域は、優れた自然を背景とした美しい星空を地域の財産として、地域住民による美しい星空が見える環境（まち）づくりを行政も参画して進めるために県が地域を指定するもので、美しい星空景観を背景とした豊かな自然と共にある地域づくりを進めていきます。

■ 地域指定の進め方は、景観形成地区指定の進め方と同じです。

■ 星空景観形成地域内では

### 星空景観の形成を阻害する行為の禁止

サーチライトやレーザー光線などを上空に向けて照射する行為など星空景観の形成を阻害する行為を禁止します。

### 星空景観形成照明基準の順守

照明器具からの明かりが上空に漏れないようにするための基準で、照明器具の設置や使用の方法を定めます。

### 改善命令等

知事は、照明器具の設置や使用の方法が、星空景観形成照明基準に適合しない場合には、照明器具を設置または使用している方に、その方法についての改善やその使用の停止を命じることができます。

### 特定施設の新設等の届出

商業施設など多数の照明器具を使用する一定の施設（特定施設）の新設、改修または増設については、照明器具の使用の方法などの内容を、事前に、県に届け出る必要があります。

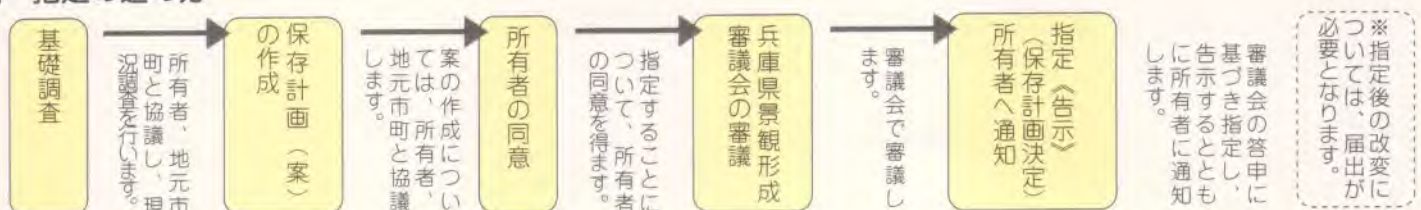
※ 特定施設

次の施設でその用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの  
 (1)観覧場又は集会場  
 (2)病院、診療所、ホテル、旅館、共同住宅又は児童福祉施設等  
 (3)学校、体育館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場  
 (4)展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店又は物品販売業を営む店舗  
 (5)事務所又は工場  
 (6)屋外の作業場、資材置き場、駐車場、公園又は広場

## 景観形成重要建造物等・・・地域の景観核づくり

景観形成重要建造物等は、地域の景観にとって重要な建造物や樹木（樹木の集団）の維持、保全をきっかけとして、地域住民の方に景観形成について関心を持っていただくとともに、地域景観の創造または保全の考え方や方法を広げていきます。

■ 指定の進め方





# 大規模建築物等の届出・・・県内全域で景観との調和をはかる

大規模な建築物などのあり方は、その周辺の景観に大きな影響を与えます。これからの建築計画は、個性を大切にしていくなかにも周辺のまちなみや自然との調和に一層配慮する姿勢が求められます。

兵庫県では大規模建築物等景観基準を定めていますので、これを基本として周辺景観との調和に努めてください。

## ■ 大規模建築物等景観基準（項目別基準）

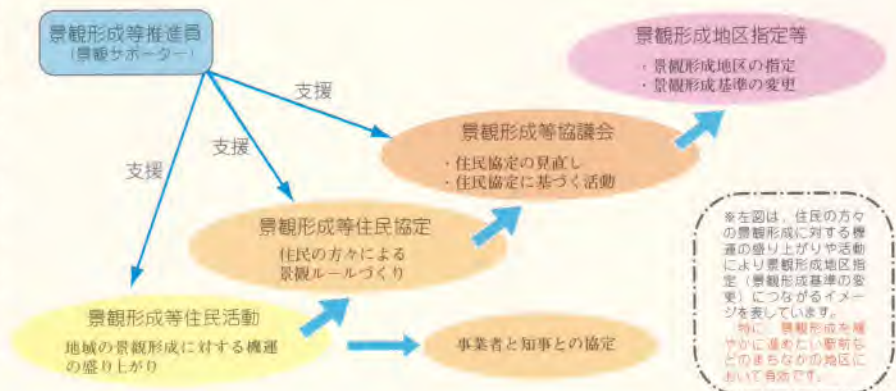
次表のとおりとする。ただし、知事が、景観形成審議会の意見を聴いた上、特に地域の景観との調和を図るため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等については、これによらないことができる。

項目	住宅・商業・業務系の建築物	工業農業等生産・流通系の建築物	工作物	
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。</li> <li>分節したり、雁行配置とするなど、周辺景観との調和を配慮した位置・規模とする。</li> <li>敷地境界線からのセットバックなど近隣に圧迫感を与えないよう努める。</li> <li>建物の高さや壁面位置のそろうている所では、連続性の維持に配慮する。</li> </ul>	・左記に同じ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。</li> <li>周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。</li> </ul>	
意匠	壁面	・左記に同じ。	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。	
	壁面設備	・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。	・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す等の措置を講ずる。	
	屋根・屋上	・勾配屋根としたり、塔屋を建築物の意匠と一体的に考えるなど、すっきりした屋上とするよう努める。	・左記に同じ。	
	屋上設備	・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。	・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。	
	低層部	・長大で無窓など単調な壁面を作らないよう努める。商業・業務地区では、歩行者に配慮し、賑わいなどを演出した意匠とするよう努める。	・長大で無窓など単調な壁面を作らないよう努める。	
	駐車場部	・通りから自動車が見えにくい構造とし、周辺と調和した入口意匠や外壁仕上げとするなど、景観に配慮する。	・左記に同じ。	・左記に同じ。
	屋外階段	・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。	・左記に同じ。	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
	ペランダ等	・建築物との調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。	・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。	・左記に同じ。
材料	その他	・街角など多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。	・左記に同じ。	
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地、集落又はその周辺で、金網やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</li> <li>経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。</li> </ul>	・左記に同じ。	
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。</li> <li>(1) R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度5以下</li> <li>(2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> <li>ただし、上記にかかわらず、商業・業務地区の低層部などでは、色彩の演出に工夫する。また、超高層ビルの中高層部は低彩度とするよう努める。</li> </ul>	・左記に同じ。	・左記に同じ。ただし、航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊技施設については、適用しない。
	屋根	・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。	・左記に同じ。	
その他	植栽	・敷地内には、低・中・高木を適切に配置するなど、うるおいのある植栽に努める。	・左記に同じ。ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係わるものについては適用しない。	・周辺の植栽に努める。ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係わるものについては、適用しない。
	駐車場	・位置、植栽、扉・門の意匠などに配慮する。	・左記に同じ。	・左記に同じ。
	接道部	・単調で閉鎖的な扉・擁壁を避けるなど、道路との関係に配慮する。	・左記に同じ。	・左記に同じ。

# 住民の参画と協働による景観の形成等・・・住民の皆さん自らの景観形成

景観や風景の形成は、住民自らが主人公となって進めることが基本です。また、建築物や広告物以外の水路、田畑、山林なども重要な景観形成の要素となります。これらの景観形成についての住民の方々との合意形成を基本とした「景観形成等住民協定」により地域の総合的な景観形成を進めていくことができます。

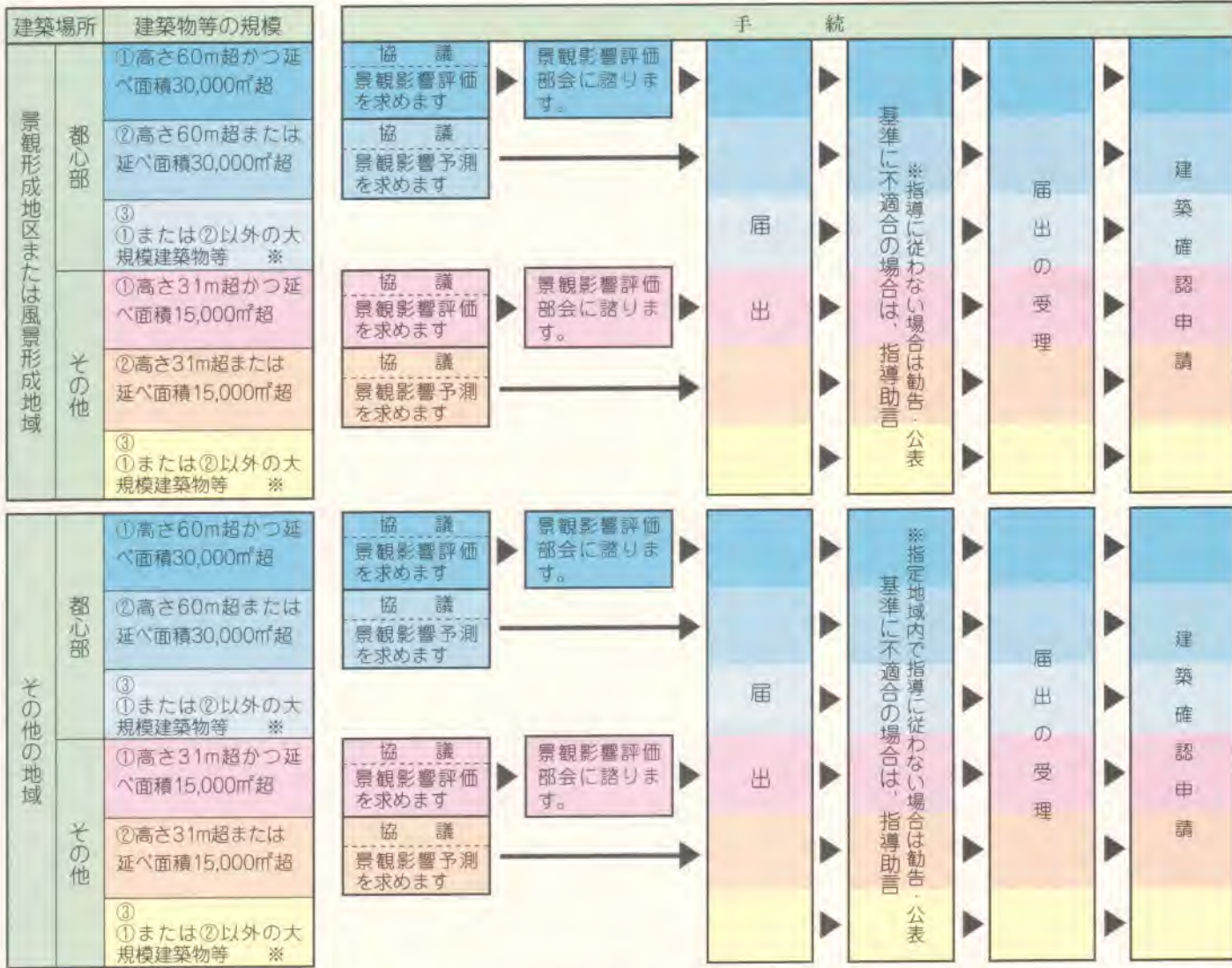
兵庫県では、一定の要件を備えた協定を認定するほか、協定の改定や協定に基づく活動を行う組織として、協定を締結した住民の方々からなる「景観形成等協議会」を制度化するなど住民の皆さん自らの景観まちづくり活動を支援します。さらに、「景観形成等推進員」を登録し、景観まちづくり活動を直接的にサポートしていただきます。





# 手続

- 建築確認申請が必要なものはその前に届出、一定規模以上の大規模建築物等については届出の前に協議が必要で。
- 協議においては、景観影響予測（景観シミュレーション）または景観影響評価（景観アセスメント）を求めます。
- 景観影響評価に係る事項および景観影響予測に係る事項のうち知事が特に必要と認めたものについては、景観形成審議会の景観影響評価部会に諮ります。
- 協議の申請または届出の提出窓口は、当該行為地の市町です。
- 建築物等の事前協議および届出手続



## 知事が特に必要と認めたもの

- 高さ、面積ともに景観影響予測を求める規模に該当するもの
- ただし、次に該当する場合は除く。
  - ア 別途景観に関する計画等が策定されていてそれに基づいて行われるもの
  - イ 設計コンペに基づく等、景観に配慮されているもの
  - ウ 立地場所、建物用途等から景観に及ぼす影響が少ないもの

## 用語の説明

- 大規模建築物等
  - ・ 建築物で、高さが15m超または建築面積が1,000㎡超のもの
  - ・ 工作物で、高さが15m超（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合は、その高さが10m超、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15m超）またはその敷地の用に供する面積が1,000㎡超のもの
- 一定規模以上の大規模建築物等
  - ・ 高さ60m超もしくは31m超または延べ面積30,000㎡超もしくは15,000㎡超の規模の大規模建築物等
- 都心部
  - ・ 商業系用途地域で容積率400%以上の地域
- 指定地域
  - ・ 都市計画法の第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域

# 助成

兵庫県では、民間の方々の自主的な景観の形成を支援するため、（財）兵庫県まちづくり技術センターにより、景観形成地区内等の景観形成基準等に適合する一定の建築行為等に対して、一定の助成率、限度額の範囲で助成を実施しています。ご利用ください。



改正 平成元年4月1日条例第22号 平成5年3月29日第16号  
平成16年10月8日条例第53号

都市景観の形成等に関する条例をここに公布する。  
景観の形成等に関する条例  
題名改正〔平成5年条例第16号〕

目次

- 第1章 総則（第1条 第7条）
  - 第2章 景観形成地区（第8条 第14条）
  - 第3章 風景形成地域（第15条 第21条）
  - 第3章の2 星空景観形成地域（第21条の2 第21条の9）
  - 第3章の3 景観形成重要建造物等（第21条の10 第21条の13）
  - 第4章 大規模建築物等（第22条 第27条）
  - 第5章 住民の参画と協働による景観の形成等（第28条 第29条の5）
  - 第5章の2 公共施設景観指針（第29条の6）
  - 第6章 雑則（第30条 第32条）
  - 第7章 罰則（第33条 第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もつて魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成5年条例16号・16年53号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 風景の形成 景観の形成のうち、広がりのある優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう。
- (4) 建築物等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及び工作物（同法第88条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。
- (5) 大規模建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
  - ア 建築物で、高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
  - イ 工作物で、高さが15メートル（当該工作物が、建築物等と一体となつて設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

一部改正〔平成5年条例16号・16年53号〕

（県の責務）

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

追加〔平成5年条例16号〕、一部改正〔平成16年条例53号〕

（市町の責務）

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

追加〔平成5年条例16号〕

（県民の責務）

第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

追加〔平成5年条例16号〕、一部改正〔平成16年条例53号〕

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

追加〔平成5年条例16号〕、一部改正〔平成16年条例53号〕

（景観形成等基本方針）

第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する景観形成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成5年16号〕

## 第2章 景観形成地区

一部改正〔平成5年条例16号〕

（指定）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。

（1）伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域 歴史的景観形成地区

（2）良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域 住宅街等景観形成地区

（3）駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域 まちなか景観形成地区

（4）国道、県道等の沿道の区域 沿道景観形成地区

2 市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあつた区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。

4 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定をしようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

7 知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。

8 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

9 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。

一部改正〔平成元年条例22号・5年16号・16年53号〕

（景観形成基準）

第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。

2 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

（1）建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩

（2）広告物等（屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第1条に規定する広告物等をいう。以下同じ。）の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法

（3）屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法

（4）その他景観の形成を図るために必要な事項

3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。

一部改正〔平成5年条例16号・16年53号〕

（行為の届出）

第10条 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

（1）建築物等の新築、改築、増築又は移転（建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。）

（2）建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え

（3）建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（前2号に該当する行為を除く。）

（4）屋外における自動販売機の設置

2 まちなか景観形成地区内において、次に掲げる建築物等に係る前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

（1）建築物で、高さが12メートルを超え、又は建築面積が800平方メートルを超える

もの

- (2) 工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となつて設置される場合にあつては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が800平方メートルを超えるもの

3 沿道景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 広告物等の表示又は設置（法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。）
- (2) 屋外における自動販売機の設置  
一部改正〔平成元年条例22号・5年16号・16年53号〕

（景観に及ぼす影響に関する協議）

第11条 景観形成地区（沿道景観形成地区を除く。）内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第2項の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

追加〔平成5年条例16号〕、一部改正〔平成16年条例53号〕

（指導又は助言）

第12条 知事は、第10条各項の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

一部改正〔平成5年条例16号・16年53号〕

（勧告及び公表）

第12条の2 知事は、前条の届出に係る行為が大規模建築物等に係る行為である場合において、当該届出をした者が正当な理由なく同条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

追加〔平成16年条例53号〕

（建築物等その他の物件又は空地に係る要請）

第13条 知事は、景観形成地区内において、建築物等、広告物等又は自動販売機（以下「建築物等その他の物件」という。）が景観形成基準に著しく適合しないと認めるとき、又は空地の利用若しくは管理が景観の形成を阻害していると認めるときは、当該建築物等その他の物件又は空地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成5年条例16号・16年53号〕

（国等に関する特例）

第14条 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が行う第10条各項に規定する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があつた場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

一部改正〔平成5年条例16号・16年53号〕

### 第3章 風景形成地域

追加〔平成5年条例16号〕

（指定）

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、風景の形成を図る必要がある地域を、風景形成地域として指定することができる。

- (1) 良好な自然の風景を有する地域
- (2) 良好な田園風景を有する地域
- (3) 歴史的又は文化的な風景を有する地域

2 市町長は、風景の形成を図る必要があると認める地域については、風景形成地域の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあつた地域が、風景の形成を図る必要があると認めるときは、当該地域が第1項各号の地域に該当しない場合においても、風景形成地域に指定することができる。

4 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項又は前項の規定による指定について、

第2項及び第8条第4項から第8項までの規定は、風景形成地域の変更について準用する。

追加〔平成5年条例16号〕

(風景形成基準)

第16条 知事は、風景形成地域を指定しようとするときは、当該風景形成地域について、風景形成基準を定めるものとする。

2 前項の風景形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 風景の特性
- (2) 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
- (3) その他風景の形成を図るために知事が必要と認める事項

3 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項の風景形成基準の決定及び変更について準用する。

追加〔平成5年条例16号〕

(行為の届出)

第17条 風景形成地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 大規模建築物等の新築、改築、増築又は移転(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為に限る。次号において同じ。)
- (2) 大規模建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
- (3) 大規模建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更(前2号に該当する行為を除く。)

追加〔平成5年条例16号〕、一部改正〔平成16年条例53号〕

(風景に及ぼす影響に関する協議)

第18条 風景形成地域内において、規則で定める風景に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条各号に掲げる行為をしようとする者は、前条の規定による届出又は第21条において準用する第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が風景に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が風景に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

追加〔平成5年条例16号〕

(指導又は助言)

第19条 知事は、第17条の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が風景形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

追加〔平成5年条例16号〕

(勧告及び公表)

第19条の2 知事は、第17条の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該届出に係る行為の内容を風景形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

追加〔平成16年条例53号〕

(大規模建築物等又は空地に係る要請)

第20条 知事は、風景形成地域内において、大規模建築物等が風景形成基準に著しく適合しないと認めるとき、又は空地の利用若しくは管理が風景の形成を阻害していると認めるときは、当該大規模建築物等又は空地の所有者等に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

追加〔平成5年条例16号〕、一部改正〔平成16年条例53号〕

(国等に関する特例)

第21条 第14条の規定は、風景形成地域内において、国等が行う第17条各号に掲げる行為について準用する。

追加〔平成5年条例16号〕

第3章の2 星空景観形成地域

追加〔平成16年条例53号〕

(指定)

第21条の2 知事は、星空景観の形成を図る必要がある地域を、星空景観形成地域として指定することができる。

2 市町長は、星空景観の形成を図る必要があると認める地域については、星空景観形成地域の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあつた地域が、星空景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該地域を星空景観形成地域に指定するものとする。

4 第8条第4項から第8項までの規定は第1項又は前項の規定による指定について、第

2 項及び第 8 条第 4 項から第 8 項までの規定は星空景観形成地域の変更について準用する。

追加〔平成16年条例53号〕

( 星空景観の形成を阻害する行為の禁止 )

第21条の3 何人も、星空景観形成地域内においては、サーチライトその他の照明器具を星空景観の形成を著しく阻害するような方法で使用してはならない。

追加〔平成16年条例53号〕

( 星空景観形成照明基準 )

第21条の4 知事は、星空景観形成地域内における星空景観の形成を図るために必要な照明器具の設置及び使用に関する基準（以下「星空景観形成照明基準」という。）を定めるものとする。

2 星空景観形成照明基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

( 1 ) 照明器具の設置の位置及び照射の向き

( 2 ) その他星空景観の形成を図るために、照明器具の設置及び使用に際して特に配慮すべき事項

3 第 8 条第 4 項から第 8 項までの規定は、星空景観形成照明基準の決定及び変更について準用する。

追加〔平成16年条例53号〕

( 星空景観形成照明基準の遵守 )

第21条の5 星空景観形成地域内において照明器具を設置し、又は使用する者は、星空景観形成照明基準を遵守しなければならない。

追加〔平成16年条例53号〕

( 改善命令等 )

第21条の6 知事は、星空景観形成地域内における照明器具の設置又は使用が星空景観形成照明基準に適合しないと認めるときは、当該照明器具を設置し、又は使用している者に対し、期限を定めて当該照明器具の設置若しくは使用の方法についての改善を命じ、又は期間を定めて当該照明器具の使用の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

追加〔平成16年条例53号〕

( 特定施設の新設等の届出 )

第21条の7 星空景観形成地域内において、多数の照明器具を使用するものとして規則で定める施設（以下「特定施設」という。）の新設、改修又は増設（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、当該特定施設における照明器具の使用の方法その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

追加〔平成16年条例53号〕

( 国等に関する特例 )

第21条の8 第14条第1項の規定は、星空景観形成地域内において、国等が行う特定施設の新設等について準用する。

追加〔平成16年条例53号〕

( 立入検査等 )

第21条の9 知事は、第21条の5から前条までの規定の施行に必要な限度において、星空景観形成地域内において照明器具を設置し、若しくは使用している者に対して報告を求め、又は当該職員に、照明器具が設置され、若しくは使用されている場所その他の必要と認める場所に立ち入り、当該照明器具その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

追加〔平成16年条例53号〕

第3章の3 景観形成重要建造物等

追加〔平成16年条例53号〕

( 指定 )

第21条の10 知事は、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物又は樹木若しくは樹木の集団を、建造物にあつては景観形成重要建造物として、樹木又は樹木の集団にあつては景観形成重要樹木として指定することができる。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

( 1 ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同条第2項の規定により指定された国宝、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第109条第2項の規定により指定された特別史跡名勝天然記念物

( 2 ) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

( 3 ) 兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により指定された兵庫県指定重要有形文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された兵庫県指定史跡名勝天然記念物

(4) 環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第112条第1項の規定により指定された郷土記念物

(5) 文化財保護法第182条第2項の規定に基づく市町の条例の規定により指定された文化財

2 知事は、前項の規定により景観形成重要建造物又は景観形成重要樹木(以下「景観形成重要建造物等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、当該景観形成重要建造物等の所有者の同意を得るとともに、当該景観形成重要建造物等が存する市町の市町長及び審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定により景観形成重要建造物等を指定したときは、規則で定める事項を当該景観形成重要建造物等の所有者に通知するとともに、その旨を告示するものとする。

4 知事は、景観形成重要建造物等が第1項各号に掲げるものに該当するに至つたとき、又は滅失、毀き損、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

5 知事は、公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による指定を解除することができる。

6 第2項の規定は前項の規定による景観形成重要建造物等の指定の解除について、第3項の規定は前2項の規定による景観形成重要建造物等の指定の解除について準用する。

追加〔平成16年条例53号〕

(維持管理義務)

第21条の11 景観形成重要建造物等の所有者等は、当該景観形成重要建造物等の優れた景観が損なわれないよう適切な維持管理に努めなければならない。

追加〔平成16年条例53号〕

(行為の届出)

第21条の12 景観形成重要建造物等の所有者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置としてする行為については、この限りでない。

(1) 景観形成重要建造物の改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩若しくは意匠の変更又は除却

(2) 景観形成重要樹木の移植又は伐採

追加〔平成16年条例53号〕

(指導又は助言)

第21条の13 知事は、景観形成重要建造物等の維持管理が適当でないため、その優れた景観が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該景観形成重要建造物等の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

追加〔平成16年条例53号〕

#### 第4章 大規模建築物等

一部改正〔平成5年条例16号〕

(大規模建築物等景観基準)

第22条 知事は、大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成地区(沿道景観形成地区を除く。以下この章において同じ。)又は風景形成地域以外の地域における大規模建築物等について、大規模建築物等景観基準を定めるものとする。

2 前項の大規模建築物等景観基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩

(2) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、大規模建築物等景観基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、大規模建築物等景観基準を定めたときは、その内容を告示するものとする。

5 前2項の規定は、大規模建築物等景観基準の変更について準用する。

一部改正〔平成5年条例16号・16年53号〕

(行為の届出)

第23条 景観形成地区又は風景形成地域以外の地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(1) 大規模建築物等の新築、改築、増築又は移転(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為に限る。次号において同じ。)

(2) 大規模建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え

(3) 大規模建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更(前2号に該当する行為を除く。)

一部改正〔平成5年条例16号・16年53号〕

(景観に及ぼす影響に関する協議)

第24条 景観形成地区又は風景形成地域以外の地域内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条各号に掲げる行為をしようとする者は、前条の規定による届出又は第27条において準用する第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査又は予測を行うこ

とを求めることができる

追加〔平成5年条例16号〕

(指導又は助言)

第25条 知事は、第23条の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が大規模建築物等景観基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

一部改正〔平成5年条例16号・16年53号〕

(勧告及び公表)

第25条の2 知事は、前条の届出に係る行為が大規模建築物等と地域の景観との調和が特に図られるべき地域として規則で定める地域(以下「指定地域」という。)内における行為である場合において、当該届出をした者が正当な理由なく同条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を大規模建築物等景観基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

追加〔平成16年条例53号〕

(大規模建築物等に係る要請)

第26条 知事は、景観形成地区又は風景形成地域以外の地域内において、大規模建築物等が大規模建築物等景観基準に著しく適合しないと認めるときは、当該大規模建築物等の所有者等に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成5年条例16号・16年53号〕

(国等に関する特例)

第27条 第14条の規定は、景観形成地区又は風景形成地域以外の地域内において、国等が行う第23条各号に掲げる行為について準用する。

一部改正〔平成5年条例16号〕

第5章 住民の参画と協働による景観の形成等

全部改正〔平成16年条例53号〕

(景観形成等住民協定の認定等)

第28条 土地又は建築物等の所有者等は、当該土地又は建築物等の存する地域内において一定の区域を定め、互いに当該区域の景観の形成等に関する協定を締結し、規則で定めるところにより、知事に認定を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該協定が、規則で定める要件に該当すると認めるときは、当該協定を景観形成等住民協定として認定するものとする。

3 知事は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を公告するものとする。

追加〔平成5年条例16号〕、一部改正〔平成16年条例53号〕

(景観形成等住民協定に係る支援)

第29条 県は、前条第2項に規定による認定を受けた景観形成等住民協定(以下「景観形成等住民協定」という。)に基づく景観の形成等に関する活動について、技術的な支援等を行うものとする。

追加〔平成5年条例16号〕、一部改正〔平成16年条例53号〕

(景観形成等協議会)

第29条の2 景観形成等住民協定の当事者は、全員で、規約を定め、次に掲げる事項を協議するための団体(以下「景観形成等協議会」という。)を設置することができる。

(1) 景観形成等住民協定の改定に関すること。

(2) 景観形成等住民協定に基づく当該地域内における景観の形成等に関する活動に関すること。

(3) 前号の景観の形成等に関する活動の評価に関すること。

2 知事は、景観形成地区(景観形成地区に指定しようとする区域を含む。以下この項において同じ。)内において、景観形成等協議会により、適宜、景観形成等住民協定の適切な見直しが行われ、かつ、景観形成等住民協定に基づく景観の形成等に関する活動が効果的に実施されていると認めるときは、当該景観形成地区に係る景観形成基準の決定又は変更に際して、当該景観形成等住民協定の内容を当該景観形成基準に反映させるよう努めるものとする。

追加〔平成16年条例53号〕

(景観形成等推進員)

第29条の3 景観の形成等に関する知識又は技術を有する者で規則で定める要件に該当するものは、規則で定めるところにより、景観形成等推進員として、知事の登録を受けることができる。

2 前項の規定により、景観形成等推進員の登録を受けた者は、県若しくは市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力し、又は県民若しくは事業者による景観の形成等に関する活動を支援しなければならない。

追加〔平成16年条例53号〕



(事業者と知事との景観の形成等に関する協定)

第29条の4 知事は、地域の景観に及ぼす影響が大きい事業活動を行う事業者との間で、その事業活動を行う区域及びその周辺地域に係る景観の形成等に関する協定を締結することができる。

2 知事から前項の規定による協定の締結を求められた事業者は、これに応ずるよう努めなければならない。

追加〔平成16年条例53号〕

(景観形成等住民活動に対する支援施策)

第29条の5 県は、第28条から前条までに規定するもののほか、住民の参画と協働による景観の形成等に関する活動を支援するための施策を講ずるものとする。

追加〔平成16年条例53号〕

第5章の2 公共施設景観指針

追加〔平成16年条例53号〕

第29条の6 知事は、県が設置し、又は管理する公共の用に供する施設(以下「公共施設」という。)について、公共施設景観指針を定めるものとする。

2 県は、公共施設を設置し、又は管理する場合においては、公共施設景観指針に従い、公共施設に係る景観の形成及び公共施設とその周辺地域の景観との調和を図るものとする。

3 知事は、国等が設置し、又は管理する公共施設について、公共施設景観指針に準じて、公共施設に係る景観の形成及び公共施設とその周辺地域の景観との調和を図るよう要請するものとする。

4 第8条第6項の規定は、公共施設景観指針の決定及び変更について準用する。

追加〔平成16年条例53号〕

第6章 雑則

一部改正〔平成5年条例16号〕

(地区計画等の制度の活用)

第30条 県及び市町は、景観の形成を図るため、この条例に定めるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項に規定する地区計画、防災街区整備地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画、同法第8条第1項に規定する景観地区、風致地区及び伝統的建造物群保存地区並びに景観法第8条第1項に規定する景観計画(以下「地区計画等」という。)の制度の活用を図るよう努めるものとする。

一部改正〔平成5年条例16号・16年53号〕

(条例の適用除外)

第31条 地区計画等の区域については、第2章、第3章及び第4章の規定は、適用しない。

2 大規模建築物等と地域の景観との調和に関する条例を制定している規則で定める市町の区域における第4章の規定の適用については、規則で定める。

3 神戸市又は姫路市の区域に存する沿道景観形成地区内における第10条第3項第1号に掲げる行為については、同項の規定による届出を要しない。

一部改正〔平成5年条例16号・16年53号〕

(補則)

第32条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成5年条例16号〕

第7章 罰則

追加〔平成16年条例53号〕

(罰則)

第33条 第21条の6第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成16年条例53号〕

第34条 第21条の9第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

追加〔平成16年条例53号〕

第35条 第10条第1項から第3項まで、第17条、第21条の7、第21条の12又は第23条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

追加〔平成16年条例53号〕、一部改正〔平成16年条例53号〕

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

追加〔平成16年条例53号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第6条から第9条まで、第11条から第14条まで及び第16条第2項並びに附則第2項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和61年3月規則第17号で、同61年3月25日から施行)

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に都市景観の形成及び大規模建築物等と地



域の景観との調和に関する条例を制定している市町の区域における第2章及び第3章の規定の適用については、第16条第2項の規定によるほか、規則で特別の定めをすることができる。

( 附属機関設置条例の一部改正 )

- 3 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。第1条の表公告物審議会の項の次に次のように加える。

都市景観形成審議会	都市景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)による都市景観の形成等に関する重要事項の調査審議に関する事務及び風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年兵庫県条例第30号)による風致地区内の建築等に関する重要事項の調査審議に関する事務
-----------	--

( 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 )

- 4 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第70号の次に次の1号を加える。

(70)の2 都市景観形成審議会

別表第1公告物審議会の項の次に次のように加える。

都市景観形成審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	9,000円

別表第2広告物審議会の委員の項の次に次のように加える。

都市景観形成審議会の委員	職員旅費条例中2等級の職務にある者相当額
--------------	----------------------

( 屋外広告物条例の一部改正 )

- 5 屋外広告物条例(昭和37年兵庫県条例第30号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える

(2) 都市景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)第4条第1項及び第3項の規定により指定された都市景観形成地区

第4条第1項第2号中「第1号及び第2号」を「第1号から第3号まで」に改め、同項第3号中「第7号から第10号まで」を「第8号から第11号まで」に改める。

附 則(平成元年4月1日条例第22号抄)

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(後略)(平成2年3月規則第13号で、同2年3月31日から施行)  
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に工事に着手している開発行為については、この条例の規定は、適用しない。

附 則(平成5年3月29日条例第16号抄)

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項、附則第6項及び附則第8項の規定は、平成5年4月1日から施行する。(平成5年9月規則第73号で、同5年10月1日から施行)  
(経過措置等)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の景観の形成等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1号に規定する景観の形成及び同条第4号に規定する大規模建築物等と地域の景観との調和に関する条例を制定している市町の区域における改正後の条例第2章から第4章までの規定の適用については、改正後の条例第31条第2項の規定によるほか、規則で特別の定めをすることができる。

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の都市景観の形成等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第4条第1項又は第3項の規定により指定された都市景観形成地区にあつては改正後の条例第8条第1項又は第3項の規定により指定された景観形成地区と、改正前の条例第5条第1項の規定により定められた都市景観形成基準にあつては改正後の条例第9条第1項の規定により定められた景観形成基準とみなす。

- 4 施行日前に改正前の条例の規定によりなされた要請、届出その他の手続は、この条例の相当規定によりなされた手続とみなす。

- 5 改正後の条例第7条第1項の規定による景観形成等基本方針の決定及び改正後の条例第22条第1項の規定による大規模建築物等指導基準の決定については、知事は、この条例の施行前においても附則第6項の規定による改正後の附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する景観形成審議会の意見を聴くことができる。

附 則(平成16年10月8日条例第53号)

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定(次号及び第3号に掲げる規定を除く。次項において同じ。) 平成17年1月1日

- (2) 第1条中景観の形成等に関する条例第30条の改正規定(「美観地区」を「景観地区」に改める部分を除く。) 景観法(平成16年法律第110号)の施行の日〔平成16年12月政令第397号で、同16年12月17日から施行〕
- (3) 第1条中景観の形成等に関する条例第30条の改正規定(「美観地区」を「景観地区」に改める部分に限る。) 景観法附則ただし書に規定する日〔平成17年5月政令第181号で、同17年6月1日から施行〕
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の景観の形成等に関する条例第21条の2第2項及び第4項並びに第21条の4第3項の規定による手続は、第1条の規定の施行前においてもすることができる。
- 3 第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に同条の規定による改正前の景観の形成等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第8条第1項又は第3項の規定により指定された景観形成地区は、別に定めるところにより、第2条の規定による改正後の景観の形成等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条第1項又は第3項の規定により同条第1項第1号に掲げる歴史的景観形成地区又は同項第2号に掲げる住宅街等景観形成地区として指定された景観形成地区とみなす。
- 4 改正前の条例第9条第1項の規定により定められた景観形成基準は、改正後の条例第9条第1項の規定により定められた景観形成基準とみなす。
- 5 施行日前に改正前の条例の規定によりなされた要請、届出その他の手続は、改正後の条例の相当規定によりなされた手続とみなす。
- 6 改正後の条例第8条第2項、第4項から第7項まで及び第9項、第9条第3項、第21条の10第2項並びに第29条の6第4項の規定による手続は、第2条の規定の施行前においてもすることができる。